

(福島県総合設備協会)

1 総合評価方式について

(1) 県では、平成25年度から工事の総合評価方式において復興型を設けましたが、このことについてどのようにお考えですか。

入札期間が大幅に短縮され、不調件数も減少すると思いますので復興にむけた環境下では有効な手段と思えます。
提出書類の簡素化などで事務軽減、期間短縮が図られ評価します。

(2) 県では、平成25年度から低入札価格調査制度において、誓約書の提出をもって調査の実施に替える等、提出書類の簡素化を試行しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

提出書類の簡素化により負担軽減が図られ良い事だと思えます。ただ、今後も継続して頂きたいと思えます。
良い試みだと思えます。なお、低入札価格調査制度において対象となった場合、再調査などに時間がかかり復興が遅れてしまうので失格としてほしい

(3) 県の総合評価方式において、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

会社の施工実績、東日本大震災への対応、及び社会的要請（環境配慮・省資源対策等）への対応をもっと評価して頂きたい。
災害時の出勤実績、地域社会への貢献度（緊急出勤・ボランティア活動など）

(4) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

設備工事においては過去10年程新規発注物件が減少しているため、様式6号 企業の技術力（実績・経験等）で、同種・類似工事の施工実績を特別簡易型と同様に過去10年以内→15年以内に、また、同工事成績を過去4年以内→10年以内に、同優良工事表彰を過去10年以内→15年以内にして頂きたい。
技術者の工事実績に現場代理人も入れてほしい。

意見聴き取り調査票

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成25年4月の労務単価の改正を踏まえた適切な賃金支払いについて、具体的な取り組み内容をお聞かせください。

下請け、協力会社と交渉の際、適切な賃金支払い要請があれば可能な限りその希望に沿えるよう予算を組んでいます。しかし、受注先である顧客にその認識（労務単価の改正）がないため、経営的に厳しく、受注営業段階で、現在の市場動向、国からの指導を説明している状況です。

協会員の労務単価については、本年6月に全会員に対して適切な賃金支払いを要請し、一部会員会社では実施した実績があります。協会としては今後も引き続き要請をまいります。

(2) 平成25年4月の労務単価の改正に伴う、社会保険の加入促進に向けた取り組みと現状をお聞かせください。

下請企業の社会保険加入推進については、工事施工前に社会保険加入の有無の記載欄のある作業員名簿の提出を求め、適用除外以外の社会保険未加入企業には、各従業員の雇用形態（雇用期間）及び労働日数（労働時間）等の聞き取りを行い、加入条件の満たしている従業員の社会保険加入の申し入れを行っています。（現時点では、社会保険加入を契約条件とはしていない）現場では安全書類チェック時に未加入と分かった段階で前述の文章を直接職長に手渡し、説明後早期加入を依頼している。

また、国交省主催の説明会などへ参加し、内容等を社内で説明し浸透も図っています。

協会員の会社では非正規社員はおらず、全社員が社会保険に加入しております。下請け会社の加入促進については、下請け会社に発注する際には社会保険の加入状況を調査し決定しているが、未加入の場合は加入促進を積極的に指導し加入をお願いしているところです。

(3) 平成24年度下請状況実地調査において、元請会社から下請会社へ代金支払いが遅延している事例等がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

支払いが遅い場合には、元請業者の現場担当者や経理の方に直接連絡を入れ、支払い月日の確認を何度も行います。またそれを防ぐために発注金額を決定してもらい、注文書の発行段階で工事に乗り込むようにしています。支払い遅延については許せないことであり、常習的な会社からは仕事を受注しない等の対応が必要と思います。

適正に処理すべきであり、協会としてはそのような事態は承知しておりません。

意見聴き取り調査票

3 入札不調について

(1) 技術者や作業員の不足による応札者なしの入札不調が増加しており、県内業者だけでは手が回らない、との声も聞こえますが、このことについてどのようにお考えですか。

県の仕事は県内業者でとの思いはありますが、県内業者の不足により、入札不調が続くのであれば福島版復興JV制度での対応も必要であり、協力業者の確保については一企業のみならず、発注者・受注者が協力しあって業界全体で配置技術者のローテーションを考えながら取り組めれば良いと思います。

現在は技術者・作業員不足は発生しておりません。従って県内業者での対応可能です。ただし、資材・労務単価の高騰は事実であり採算のとれない工事については、応札できない状況にあります。

(2) 技術者や作業員確保の現状と対応策についてお聞かせください。また、技術者等の不足へは、どのような取組みが有効であるとお考えですか。

抜本的な対策ではありませんが各社の現状を考えて工事の受注をしており、それにより仕事を断るケースも多くなっており、公共工事の発注の平準化をお願いしたいと思います。

現在は人材が不足しており、将来を見据えながら建設業界で国・県等の応援を得て、若い人が安心して働けるような環境作りが早急に必要であると思います。

若年入職者の減少、既存従事者の高齢化により人手不足に対応するため、新たな技術者を採用し育成及び技術・技能継承をするのに5から6年を要すると震災後検討した経緯があり、それに向けて各社努力している現状があります。

今は復興需要で業務量が多くなっていますが、今後、減少するのではと考えると採用も慎重になっている会社もあり、長期的な雇用確保するためにも、インフラ整備事業の平準化をお願いします。

意見聴き取り調査票

(3) 県では、平成25年度から見積内訳書の省略や誓約書の提出をもって低入札価格調査に替える等、入札契約手続の簡素化を図り、応札しやすい環境を整えておりますが、その他入札不調対策に有効と思われる取組みがあればお聞かせください。

随意契約の見積合せの入札方式が良いかと思えます。そして、指名メンバーに前施工の実績がある業者を入れたり、地域性を重視して選定したりする事も大切かと思えます。

また、資材・労務費等の実勢価格を迅速に反映させ、見積期間についても十分に取って頂きたいです。

復興工事についても災害復旧工事等同様に随意契約にすれば、入札不調はなくなり早急な整備が図られると考えます。

4 最低制限価格等の見直しについて

県では、福島県発注の工事における最低制限価格等の見直しを平成25年9月から行いましたが、その影響等についてお聞かせください。

最低制限価格が上がる事は、施工者側からすると現場管理や商社や下請け業者さんへの支払いにも影響するので、とても有り難いと思えます。

評価しますが県内でバラツキがあった。ガソリン等の高騰もあり95パーセント以上として頂きたい。

5 工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行について

県では、入札及び契約に対する透明性及び公正性を確保するため、今年度より工事等の積算内容に対する疑義申立てに関する試行を実施し10月1日から内容の見直しを行ったところですが、この試行について御意見等があればお聞かせください。

実際に積算金額に関して疑義申立てをしたケースを経験した事はありませんが、入札が終わった後、各社の入札金額の一覧表を発注者で作成しそれを渡されるまでの間、待たされるのは、あまり良くありません。

各社の積算がすべて正しいとは言い切れないので、積算金額に関して疑義申立てをするよりは、金入り設計書の開示請求をしてから自社の積算との違いを検証する事に重視しており、特に疑義申立ての必要性を感じておりません。

透明性を確保するためにも良いことだと思えます。積算内容に疑義が生じた場合、早急な対応をお願いしたい。

意見聴き取り調査票

6 その他

(1) 入札参加資格における「その他の条件」の設定に対し、御意見等があればお聞かせください。

特にありません

(2) その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

復興に係る工事については、より迅速に、かつ入札不調を少なくするために、随意契約の見積合せとする事が良いと思います。

その他の案件に関しては、現状の入札制度で良いと思います。

復興需要の増大に伴う人手不足に対応するためにも、今後は公共事業発注の平準化をお願いしたい。